**差押禁止債権の範囲変更申立書**

　札幌地方裁判所民事第４部債権執行係　御中

　　令和　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　住所（送達場所）

申立人　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　連絡先(℡)

申立人（債務者）

相手方（債権者）

申 立 て の 趣 旨

　上記当事者間の御庁令和　　　年（ル）第　　　　　号債権差押命令申立事件についてされた

　□　債権差押命令に基づく給料の差押え額は、毎月　　　　　　　円を限度とする。

　□　債権差押命令に基づく給料の差押債権の範囲　　分の１を　　分の１に変更する。

* 債権差押命令を取り消す。

との裁判を求める。

□　また、上記裁判が効力を生ずるまでの間、第三債務者は、債権者に対し、支払その他の給付をしてはならない旨の決定を求める。

（添付書類）

□　世帯全員（同居者全員）の住民票　　　　　　　　　　　　　　１通

□　給料（申立前３か月分）及び賞与明細書（申立前１年分）写し　１通

□　源泉徴収票写し　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１通

□　預貯金通帳写し（申立前１年分）　　　　　　　　　　　　　　１通

□　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　通

□　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　通

□　申立書副本、上記添付書類のコピー　　　　　　　　　　　　　１通

申 立 て の 理 由

１　申立人の家族構成は、別紙同居家族等一覧表記載のとおりである。

２　□　申立人は、過去３か月平均で１か月あたり、基本給　　　　　　　　円、諸手当　　　　　　　　円を得ている。

この中から、所得税　　　　　　　　　円、住民税　　　　　　　　　円、社会保険料（共済組合掛金等）　　　　　　　　　　円を控除した残額は

　　　　　　　円である。

　　□　申立人は１か月　　　　　　　円の　　　　　　　を受給している。

　　□　申立人は過去６か月平均で１か月あたり　　　　　　　　円の事業収入を得ている。

　　　　この中から必要経費を控除した実質手取り収入は　　　　　　　　円である。

３　申立人の１か月の支出は、別紙収支状況一覧表のとおり　　　　　　　円である。

４　本件差押えが続行されることによって申立人の生活に生ずる著しい支障は、次のとおりである。

　□　別紙のとおり

５　よって、本申立てに及ぶ。